

# 避難情報等について

内閣府(防災担当)

1. 避難行動について(ガイドラインP14)	P 2
2. 避難情報について(ガイドラインP27)	P10
3. 防災気象情報について(ガイドラインP38)	P18
4. 発令基準の設定例(ガイドラインP73他)	P20
5. 防災行政無線での伝達文例(ガイドラインP119)	P35
6. 避難情報の発令対象区域の絞り込み(ガイドラインP54他)	P40
7. 広報資料	P44
8. その他	P48

## 避難情報に関するガイドライン

令和8年3月

内閣府（防災担当）

- 本ガイドラインは、各市町村が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するにあたって、参考とすべき事項を示したもの
- 避難情報に関して参考となる情報を「関連情報」として掲載

### 【ガイドラインに示す事項】

- 1.避難に関する責務等
- 2.避難行動（安全確保行動）
- 3.避難情報と防災気象情報
- 4.発令基準例
- 5.情報伝達例
- 6.要配慮者等の避難
- 7.広域避難
- 8.市町村の体制と災害時対応の流れ
- 9.平時の普及啓発

■避難情報に関するガイドライン 令和8年3月改定

URL：[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

# 1. 避難行動について

(ガイドラインの14ページ)

# 避難行動について(立退き避難)

○災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所へ移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

## 避難先例

- 1) 指定緊急避難場所  
(災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設・場所。  
小中学校、公民館、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)
- 2) 安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先  
(これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに、遠方にある場合は早めに避難する。)

## 関係災害

洪水等、土砂災害、高潮、津波

## タイミング

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時など  
※津波が発生・切迫した状況で市町村長から発令される避難情報は「避難指示」である。

## リードタイム※

リードタイムを確保できる場合にとるべき避難行動

※リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

立退き避難



立退き避難 (高齢者等の避難)



※高齢者等の「等」には、避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる

指定緊急避難場所への立退き避難



安全な親戚・知人宅への立退き避難



# 避難行動について(屋内安全確保)

○災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定(浸水深、浸水継続時間等)が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

## 避難先例

- 1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動(垂直避難と呼称されることもある)
- 2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(待避)

## 関係災害

洪水等、高潮

## タイミング

警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示の発令時など

## リードタイム

リードタイムを確保できる場合に(居住者等の自らの確認・判断で)とり得る避難行動

### 屋内安全確保@戸建て

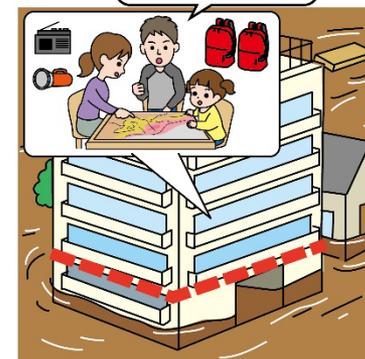
2階なら安全！  
今夜はみんな2階で寝よう！



想定最大浸水深

### 屋内安全確保@集合住宅(待避)

ここなら安全！



# 避難行動について(屋内安全確保を行う上での条件)

○ただし、自宅・施設等自体は浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要がある。

- ① 自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>※1</sup>に存していないこと
- ② 自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③ 自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障<sup>※2</sup>を許容できること

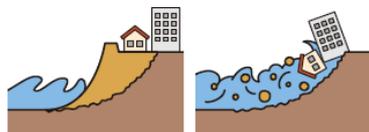
※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

※2 支障の例:水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ  
電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)

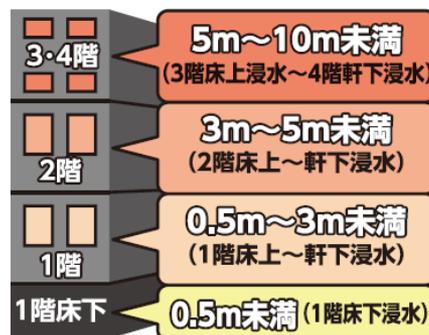


流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

## ② 浸水深より居室は高い



## ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

# 避難行動について(緊急安全確保)

○「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫(切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況)し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

## 避難先例

※本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

- 1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。
- 2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

## 関係災害

洪水等、土砂災害、高潮、津波

## タイミング

警戒レベル5緊急安全確保の発令時など

※ただし、市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

※津波が発生・切迫した状況で市町村長から発令される避難情報は「避難指示」である。

## リードタイム

リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動

自宅の少しでも高い場所に移動



近隣の少しでも高い建物に移動



崖から離れた部屋に移動



# 避難行動の一覧表

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時にあらかじめ 確認準備すべきことの例	リードタイム※1の 確保の有無	当該行動をとる 避難情報	当該行動が関係する 災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全とは限らない 自宅・施設等</li> <li>近隣の建物 (適切な建物が近隣にあると 限らない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上階へ移動</li> <li>上層階に留まる</li> <li>崖から離れた部屋に移動</li> <li>近隣に高く堅牢な建物 があり、かつ自宅・施設等 よりも相対的に安全だと 自ら判断する場合に移動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急激に災害が切迫し発生した 場合に備え、自宅・施設等及び 近隣で取りうる直ちに身の安全を 確保するための行動を確認</li> <li>熱中症予防や防寒対策等の準備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル5 緊急安全確保</li> <li>(※津波は避難指 示のみ発令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水等 土砂災害 高潮 津波</li> </ul>
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~					
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所 (小中学校・公民館、 マンション・ビル等の民間 施設、高台・津波避難ビル ・津波避難タワー等)</li> <li>安全な自主避難先 (親戚・知人宅、 ホテル・旅館等) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路が安全かを確認</li> <li>自主避難先が安全かを確認</li> <li>避難先への持参品を確認</li> <li>地区防災計画や個別避難計画等の 作成・確認</li> <li>熱中症予防や防寒対策等の準備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル3 高齢者等避難</li> <li>警戒レベル4 避難指示</li> <li>(※津波は避難指 示のみ発令)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水等 土砂災害 高潮 津波</li> </ul>
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、自らが居る 建物内に限らず、近隣に身の 安全を確保可能なマンションや ビル等の民間施設がある場合 に、 当該建物の上階へ移動(垂直避 難)することも含む</li> <li>安全な上層階に留まる 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ等で家屋倒壊等氾 濫想定区域、浸水深、浸水継続時 間等を確認し、自宅・施設等で身 の安全を確保でき、かつ、浸水に よる支障※2を許容できるかを確認</li> <li>市町村・地域と民間施設間で避難に 関する協定を締結</li> <li>孤立に備え備蓄等を準備</li> <li>熱中症予防や防寒対策等の準備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル3 高齢者等避難</li> <li>警戒レベル4 避難指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水等 高潮 (土砂災害と津波は自 宅・施設等が外力によ り倒壊するおそれがある ため立退き避難が原則)</li> </ul>

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。



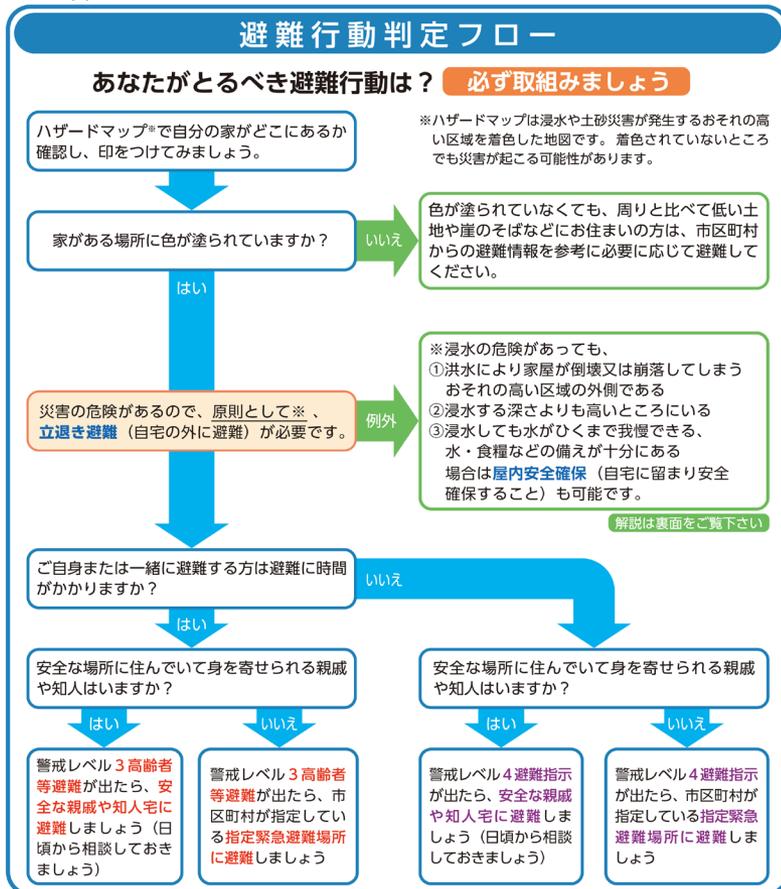
# 避難行動判定フロー

○「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップと合わせて確認することにより、地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。

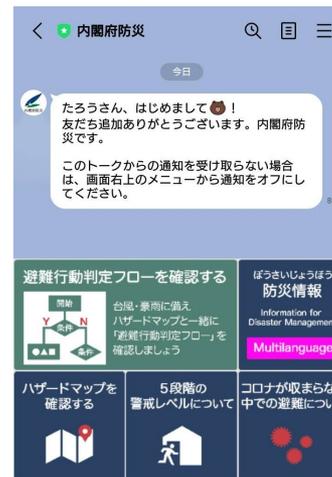
台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



LINE公式アカウント「内閣府防災」の避難行動判定フロー(LINE ID: @bosai)



## 2. 避難情報について

(ガイドラインの27ページ)

## 状況： 災害のおそれあり

- 警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。
- 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(高齢者等のリードタイムの確保)が期待できる。

## 行動： 危険な場所から高齢者等は避難

- 市町村長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。
- 高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。
- 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
- 本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

## 関連条文(災対法第56条第2項)

### 第五十六条

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

### 状況： 災害のおそれ高い

- 警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(居住者等のリードタイムの確保)が期待できる。

### 行動： 危険な場所から全員避難

- 市町村長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。
- 具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

### 関連条文(災対法第60条第1項)

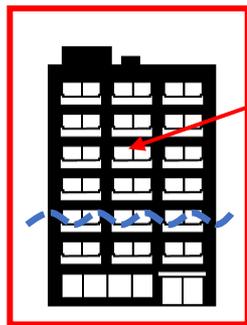
第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

# 必要と認める地域の必要と認める居住者等の解釈について

- 令和3年5月の災対法改正により、例えば、浸水想定区域内のマンション低層階や平屋に居住する者など立退き避難しないと命を脅かされるおそれがある「必要と認める居住者等」のみに対して立退きを求める避難指示等を発令することができることとなった。なお、同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される。（右図）
- ただし、居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成、どの程度の浸水継続時間や生活への支障を許容できるか等には個々の違いがあり、市町村長が、そういった個々の事情を踏まえて、立退き避難すべき人だけに対し警戒レベル4避難指示を発令することは困難であることから、実際の運用では、従前どおり発令対象区域の居住者に対し、まとめて警戒レベル4避難指示を発令し、具体的な情報伝達のなかで、居住者等の自らの確認・判断で屋内安全確保も検討して下さい、という情報伝達をすることとして問題ない。（左図）

<令和3年の災対法改正前>

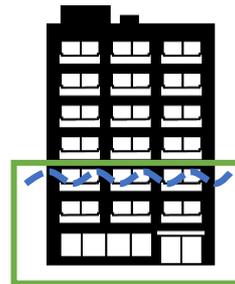
必要と認める地域の居住者等に  
避難のための立退きを指示



法律上は、上層階の居住者等も含め地域内の全員に立退き避難を指示せざるを得なかった。

<令和3年の災対法改正後>

必要と認める地域の必要と認める居住者等に  
避難のための立退きを指示



法律上、立退き避難が必要な居住者等のみ立退きを指示することができるようになったことで、例えば、上層階の居住者等に対しては、必ずしも立退き避難を求めないことが可能になった。

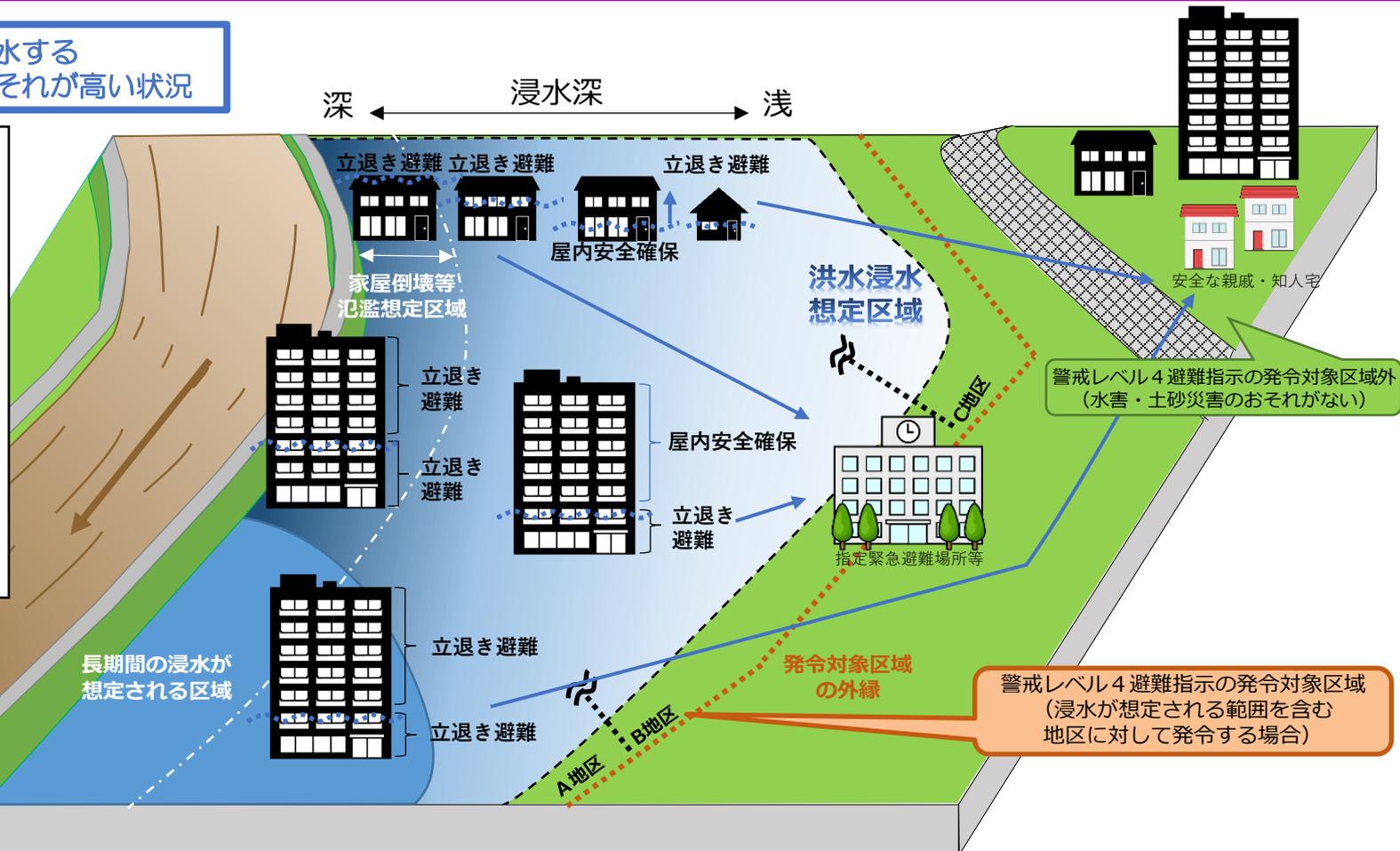
凡例   立退き避難を指示されている居住者等  
 浸水が想定される高さ

# 警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示の発令時に居住者等がとる行動のイメージ

この範囲・深さで浸水する  
おそれがある又はおそれが高い状況

## <凡例>

- : 戸建て平屋
- : 戸建て2階建て
- : 集合住宅  
3階建て以上
- : 親戚・知人宅
- : 指定緊急  
避難場所等



<※以下、1つでも該当すれば立退く必要があるが、いずれにも該当しない場合は屋内安全確保も可能>

①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っている

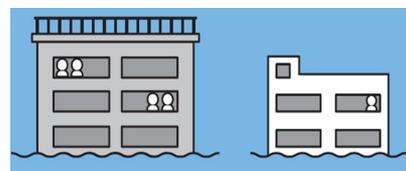


堤防高の大きな堤防整備済み区間における 堤防決壊や越流による氾濫流は流れの勢いが非常に強いため、木造家屋は倒壊するおそれがある

②全居室が浸水する

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	5m~10m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③長期間※1の浸水が許容できない※2



※1 想定される浸水継続時間が公表されている場合は、その時間  
 ※2 考えられる支障の例  
 ・水、食糧、薬等の確保困難  
 ・電気、ガス、水道、トイレ等の確保困難

## 状況： 災害発生又は切迫

- 警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

※切迫・・・災害が発生直前、または未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況

## 行動： 命の危険 直ちに安全確保！

- 市町村長から警戒レベル5緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。
- 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。
- ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「2.3.1立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らない。

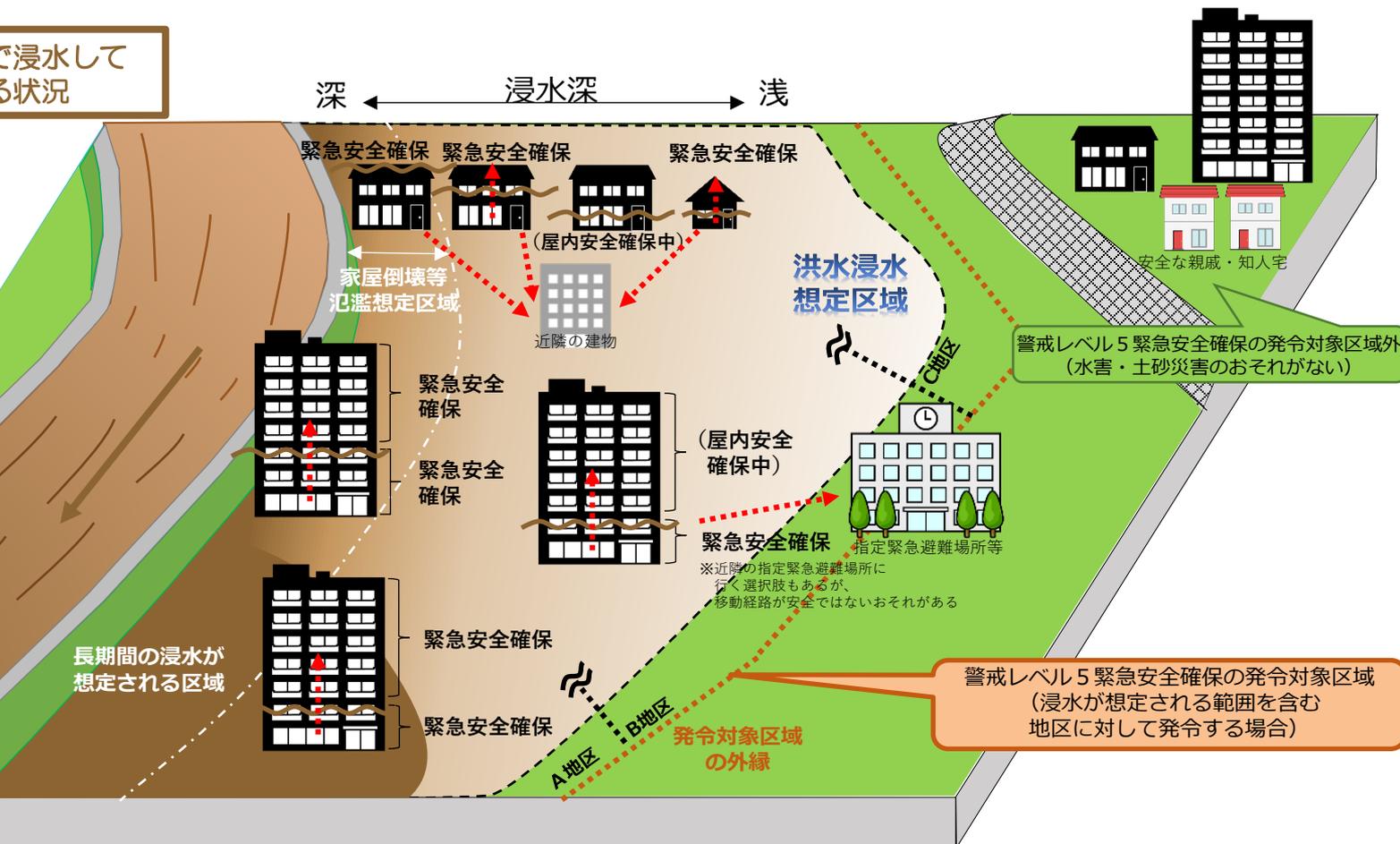
## 関連条文(災対法第60条第3項)

第六十条3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。

# 警戒レベル5 緊急安全確保の発令時に居住者等がとる行動のイメージ

既にこの範囲・深さで浸水しているか、浸水し始める状況

- <凡例>
-  戸建て平屋
  -  戸建て2階建て
  -  集合住宅  
3階建て以上
  -  親戚・知人宅
  -  指定緊急避難場所等



.....➡ 安全に移動できないおそれ  
(屋内の場合、移動したとしても身の安全を確保できるとは限らない)

# 避難情報と居住者等がとるべき行動等

避難情報等	居住者等がとるべき行動
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<p>【警戒レベル2】 レベル2 大雨・土砂災害 ・氾濫・高潮注意報 (気象庁が単独発表又は 気象庁と国土交通省等が 共同発表) ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul>

※各注意報の発表主体の詳細についてはガイドライン3.2.2を参照

## 3. 防災気象情報について

(ガイドラインの38ページ)

# 避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)

<警戒レベル4までに必ず避難!>

4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	レベル2氾濫・大雨・土砂災害・高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

災害種別	洪水等			土砂災害	高潮
	洪水予報河川 ※外水氾濫	水位周知河川※2 ※外水氾濫	その他河川、水路・下水道 ※洪水予報河川以外の外水氾濫、内水氾濫		
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台	河川事務所または都道府県	気象台	気象台	関係機関が協力して発表または気象台※3
発表単位	河川ごと	河川ごと	市町村ごと ※市町村を分割して発表する場合もある	市町村ごと	市町村ごと
5相当	レベル5氾濫特別警報 レベル5氾濫発生情報※4 水害リスクライン：黒	レベル5氾濫発生情報※4	レベル5大雨特別警報 レベル5氾濫発生情報※4 洪水キキクル：黒 浸水キキクル：黒	レベル5土砂災害特別警報 土砂キキクル：黒	レベル5高潮特別警報 レベル5高潮氾濫発生情報※4
4相当	レベル4氾濫危険警報 水害リスクライン：紫	レベル4氾濫危険情報	レベル4大雨危険警報 (内水氾濫危険情報)※5 洪水キキクル：紫 浸水キキクル：紫	レベル4土砂災害危険警報 土砂キキクル：紫	レベル4高潮危険警報
3相当	レベル3氾濫警報 水害リスクライン：赤	レベル3氾濫警戒情報	レベル3大雨警報 洪水キキクル：赤 浸水キキクル：赤	レベル3土砂災害警報 土砂キキクル：赤	レベル3高潮警報
2※6	レベル2氾濫注意報 水害リスクライン：黄	レベル2氾濫注意情報	レベル2大雨注意報 洪水キキクル：黄 浸水キキクル：黄	レベル2土砂災害注意報 土砂キキクル：黄	レベル2高潮注意報
1	早期注意情報				

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）

下段細字：Webサイトで常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認するプル型の情報）

- ※1 警戒レベル相当情報とは、国・都道府県が発表する防災気象情報のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルを関連付けるものである。警戒レベル相当情報が発表されたとしても必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発表されるものではない。
- ※2 水位周知河川については、河川事務所等から発表される水位到達情報を警戒レベル相当情報とすることを基本とするが、気象庁から発表される大雨に関する情報洪水キキクルについても参考とすることができる。
- ※3 高潮予報海岸については、国交省・都道府県・気象台が共同して発表。それ以外の海岸については、気象台が発表。
- ※4 河川管理者等からの「通報」を受け、都道府県知事等から発表される。（当該通報した者が河川管理者や海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、国土交通大臣から発表）
- ※5 内水氾濫危険情報は、水位周知下水道において都道府県又は市町村から発表される。
- ※6 下段細字（水害リスクライン、洪水キキクル、浸水キキクル、土砂キキクル）は「警戒レベル2相当情報」であり、「警戒レベル2」ではない。

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

## 4. 発令基準の設定例 (洪水、土砂災害、高潮、津波)

# (洪水予報河川)

(ガイドラインの73ページ)

レベル3 氾濫警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル3 高齢者等避難を発令することを基本とするが、災害発生までの時間が長いことから、推定・予測情報も有効に活用し発令を検討する。

## <確認情報・計測情報>

- 1 : 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合
- 2 : A川のB水位観測所の水位が、避難判断水位（レベル3水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫のおそれが高まっている場合（氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4、5として発表）
  - ①堤防に軽微な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生
  - ②樋門・水門等の施設の機能支障がある状況
  - ③A川に流入するC川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）

## <推定・予測情報>

- 3 : 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）
- 4 : 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
- 5 : 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に大雨の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の基準の超過）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）

レベル4 氾濫危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用してレベル4 避難指示を発令することが考えられる。推定・予測情報で今後の見通しを把握した上で、確認情報・計測情報をもとにレベル4 避難指示を発令することを基本とするが、早期の立退き避難を促す場合には、推定・予測情報も有効に活用し発令判断が遅れないようにする。

## <確認情報・計測情報>

- 1 : 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合（又は当該市町村・区域で個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）
- 2 : A川のB水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- 3 : A川のB水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合
  - ①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況
  - ② A川に流入するC川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）
  - ③ 〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

## <推定・予測情報>

- 3 : A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達していないものの、A川のB水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5水位）である〇〇mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合）
- 4 : 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
- 5 : 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 6 : 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

レベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」に行動変容を促したい場合は、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

## <確認情報>

1：堤防の決壊や越水・溢水、堤防における異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりによる氾濫が切迫・発生している場合

## <計測情報>

2：A川のB水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）である〇〇mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）

3：A川のB水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5水位）よりも低い水位であるものの、次に示す状況により氾濫が切迫・発生していると思われる場合

①樋門・水門等の施設の機能支障がある状況

②A川に流入するC川の排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況（発令対象区域は運転停止の影響を受ける支川のものとなることに留意する）

③〇〇ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始の通知があった等、ダム操作に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

## <推定・予測情報>

4：洪水予測によるA川のB水位観測所の水位予測で、氾濫発生水位（レベル5水位）を超過するとされた時刻を既に過ぎている場合

5：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合

# (土砂災害)

(ガイドラインの100ページ)

- 1 : レベル3 土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※レベル3 土砂災害警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
- 2 : 土砂災害の危険度分布が警戒レベル3相当となった場合
- 3 : 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 4 : 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの「時系列情報」において、夜間から明け方に土砂災害の「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）

- 1 : レベル4 土砂災害危険警報（警戒レベル4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合  
（※レベル4 土砂災害危険警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
- 2 : 土砂災害の危険度分布で警戒レベル4 相当となった場合
- 3 : 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4 相当以上の発表）が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）
- 4 : 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想されており、かつ、土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4 相当以上の発表）が予想されている場合）（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- 5 : 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

## 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準の設定例(土砂災害)

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～3のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

(災害が切迫)

1 : レベル5 土砂災害特別警報 (警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合

(※レベル5 土砂災害特別警報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)

2 : 土砂災害の危険度分布で (警戒レベル5 相当) となった場合

(災害発生を確認)

3 : 土砂災害の発生が確認された場合

# (高潮)

(ガイドラインの107ページ)

レベル3 高潮警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。高齢者等避難を発令するにあたっては、災害発生までの時間が長いことから、状況把握が早い推定・予測情報を活用することを基本とする。

### <推定・予測情報>

- 1 : 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測されている場合
- 2 : 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表）
- 3 : レベル2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合
- 4 : 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

レベル4 高潮危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。高潮は台風等による暴風を伴う場合が多く、高潮災害が発生する前に暴風の影響で避難が困難になることや、水位・潮位が急激に上昇することが多いことから、避難指示の発令にあたっては、推定・予測情報を活用することを基本とする。

### <推定・予測情報>

- 1 : 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測されている場合
- 2 : 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表）
- 3 : 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4 高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）

## 警戒レベル5「緊急安全確保」の発令基準の設定例（高潮）

レベル5 高潮氾濫発生情報やレベル5 高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

### <確認情報>

1：堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合

### <計測情報>

2：水位又は潮位が基準高に到達した場合

### <推定・予測情報>

3：直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高に既に到達していると思われる場合

# (津波)

(ガイドラインの113ページ)

## 避難指示

1: 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表  
(ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。)

2: 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

※遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報

我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

## 5. 防災行政無線での伝達文例 (洪水の例)

(ガイドラインの119ページ)

## 警戒レベル3 高齢者等避難

- 緊急放送！緊急放送！  
(又は、警戒レベル3！警戒レベル3！)
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、〇〇地区)にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。  
(※地域の状況に応じた表現で伝達する。)

## 警戒レベル4 避難指示

- 緊急放送！緊急放送！  
(又は、警戒レベル4！警戒レベル4！)
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川が(堤防決壊等により)氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、〇〇地区)にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。
- ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい※。

(※警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。)

## 警戒レベル5 緊急安全確保

(河川氾濫が切迫している状況)

■ 緊急放送！ 緊急放送！

(又は、警戒レベル5！ 警戒レベル5！)

■ こちらは〇〇市です。

■ 〇〇川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！

〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■ 〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、〇〇地区)にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。

■ 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

## 警戒レベル5 緊急安全確保

(河川氾濫を確認した状況)

■ 緊急放送！緊急放送！

(又は、氾濫発生！氾濫発生！)

■ こちらは〇〇市です。

■ 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、  
〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区)に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。(注)

■ 〇〇地区の洪水浸水想定区域(又は、〇〇地区)にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。  
(具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

(注)災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令することが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合(洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等)でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令することがないように注意する。

## 6. 避難情報の発令対象区域の 絞り込み

(ガイドラインの54、65、95ページ)

## ○絞り込みの必要性

以下の理由から避難情報の発令対象区域は可能な限り絞り込むことが重要である。

- 発令対象区域を絞らず、洪水等、土砂災害、高潮のいずれの災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより、
  - ・安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難して混雑したり、交通渋滞が発生するおそれ
  - ・立退き避難自体が身体的な負担になる高齢者等が不必要にも避難することで、一層身体的な負担となってしまうおそれ
  - ・安全な地域の居住者等から避難の必要性に関する問合せが市町村に相次ぐおそれ等、様々な支障が生じると考えられるため
  - ・「市内全域」といった発令は漠然としており、危険性が低いところまで対象地域としていると受け止められ、避難情報に対する信頼性を損ねるおそれ
- 災害リスクのある区域等に発令対象区域を絞り込むことにより、
  - ・自らの居住地が避難情報の対象となっていることを知ることで、災害の危険が自らに迫っているとの危機感を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が少なからず取り除かれることが期待されるため

## ○絞り込みの基本的な考え方

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度(災害の切迫度)が高まっている場合」に発令する必要があるため、

- ①「防災気象情報の切迫度の高まり」
- ②「災害リスクのある区域等」

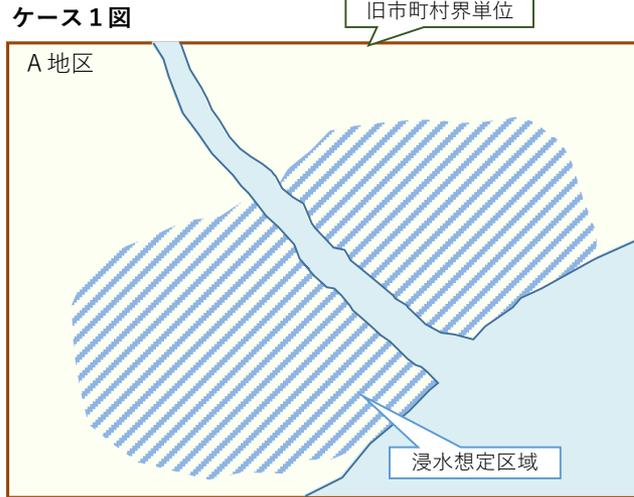
との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本である。このように発令することが「発令対象区域を絞り込む」ということである。



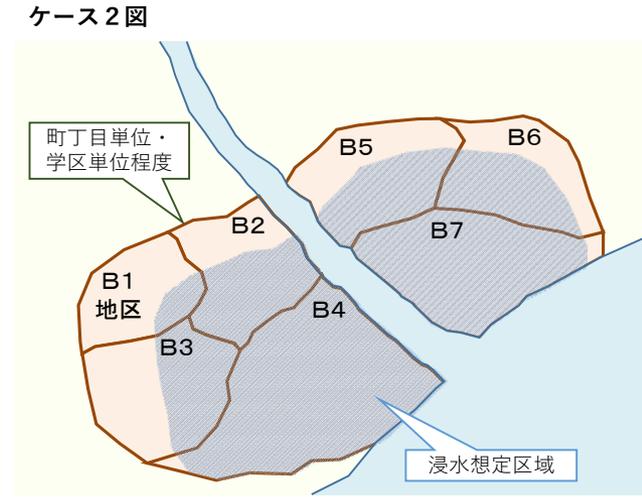
# 地区名を用いた発令対象区域の伝達例（洪水、土砂災害の例）

○居住者等に発令対象区域を伝達する際には、居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。

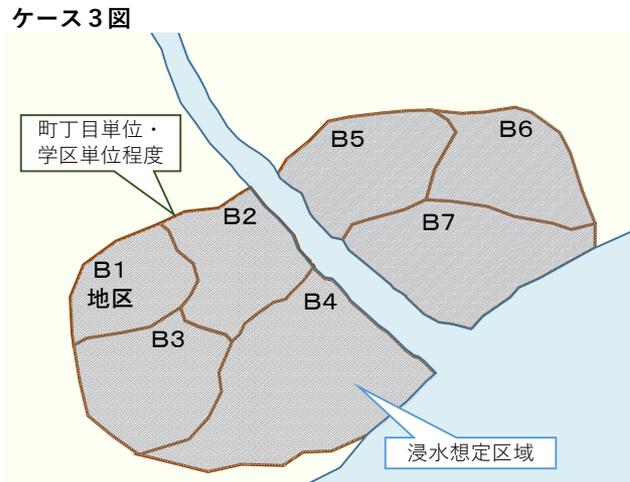
ケース1) 浸水想定区域<旧市町村界単位(A地区)  
⇒伝達例:A地区の浸水想定区域の居住者等は避難



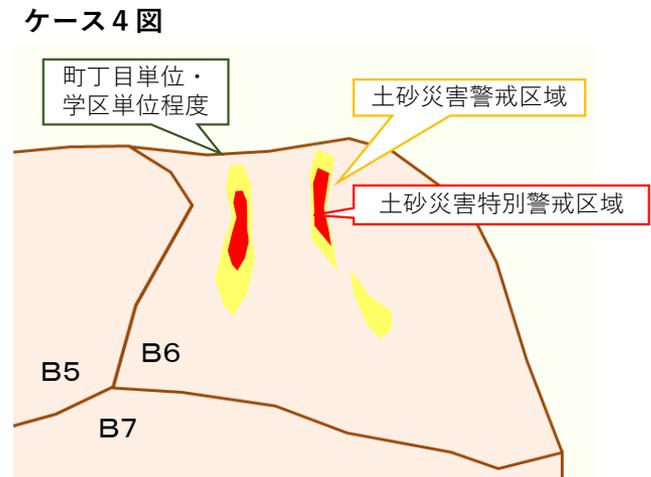
ケース2) 浸水想定区域<町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:B1~B7地区の浸水想定区域の居住者等は避難



ケース3) 浸水想定区域≒町丁目単位・学区単位程度(B1~B7地区)  
⇒伝達例:浸水が想定されるB1~B7地区の居住者等は避難



ケース4) 土砂災害警戒区域等<町丁目単位・学区単位程度(B6地区)  
⇒伝達例:B6地区の土砂災害警戒区域等の居住者等は避難



## 7. 広報資料

## 警戒レベル 4 ひなんしじ 避難指示 までに必ず避難

市町村からの避難情報発令前でも自らの判断で避難しましょう

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5		命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4		危険な場所から 全員避難	避難指示
3		危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難※2
2		自らの避難行動を 確認する	レベル2 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 (気象庁)
1		災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)

- ※1 市町村が災害の状況を確認に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。また、警戒レベル相当情報（氾濫発生情報、土砂災害警戒情報など）が発表されたとしても、必ずしも同時に同じレベルの避難情報が発令されるものではありません。
- ※2 警戒レベル3は、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人など、避難に時間がかかる人は避難を開始するタイミングです。それ以外の人も、必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

ハザードマップを確認し、自宅の災害リスク、取るべき行動を確認しましょう。

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。屋内で安全を確保することも考えられます。

※屋内安全確保は「3つの条件」を満たす場合に検討する行動です。詳細は裏面を確認しましょう。



ハザードマップポータルサイト 検索

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人、  
妊産婦、乳幼児連れの人などは、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難しましょう。

警戒レベル4避難指示までに  
自らの判断で危険な場所から  
全員避難しましょう。  
※避難勧告は廃止されました。  
(令和3年5月20日から)

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはけません。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

### 行政が指定した避難場所への立退き避難

命を守るために緊急的に避難する場所です。

- ※避難所と避難場所の違いに注意しましょう。避難所はその後の避難生活を送るための施設なので、切迫した災害の危険から逃れるためには避難場所に避難しましょう。
- ※避難所と避難場所は相互に兼ねている場合もあります。

小・中学校 公民館

### 安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

- ※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

- ※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル 旅館

### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認することが必要です。

こころ安全!

想定最大浸水深

- ※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない(入っていると...)
  - 高浸水のため、水道管等は損傷するおそれがあります
  - 地盤が崩れ家屋は建物ごと崩壊するおそれがあります
- ② 浸水深より居室は高い
  - 3階以上 5m~10m未満 (1階床より1階下浸水)
  - 2階 3m~5m未満 (2階床より1階下浸水)
  - 1階 0.5m~3m未満 (1階床より1階下浸水)
  - 1階床下 0.5m未満 (1階床下浸水)
- ③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと...)
  - 水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。自主的に早めの避難をしましょう。

## 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

### 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは洪水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、**原則として※、立退き避難**（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※洪水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さより高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全確保すること）も可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3高齢者等避難が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル3高齢者等避難が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4避難指示が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう（日頃から相談しておきましょう）

警戒レベル4避難指示が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

### ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

「ハザードマップ」ポータル 検索



### ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると...)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります  
地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと...)  
水、食糧、薬等の備えが困難になるほか、電気、ガス、水道トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには②及び③の記載はありません。

！警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。

！「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

！避難先は小中学校・公民館ではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

## 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

### 緊急時に確認 避難情報のポイント

#### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

- ① 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。
- ② 危険な場所から警戒レベル3で(高齢者等は避難)、警戒レベル4で(全員避難\*)です。  
※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

#### 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません！
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

#### 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・警戒レベル4 避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

#### 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・警戒レベル3は、高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児連れの人など、避難に時間がかかる人は避難を開始するタイミングです。
- ・それ以外の人にも、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

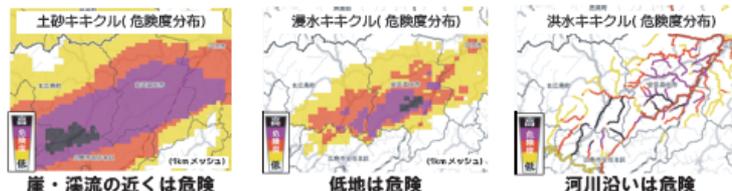
### 避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

#### 国土交通省・気象庁・都道府県から出される河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

#### ■キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。紫の段階では、既に災害のおそれが高まっている状況です。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご利用ください。



崖・溪流の近くは危険 低地は危険 河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警戒、土砂災害警戒情報、大雨警戒などがあります。

#### ■市区町村が出す警戒レベル4 避難指示までに必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川や雨等の情報 (警戒レベル相当情報)			
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)			
				河川	大雨	土砂災害	高潮
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	レベル5 氾濫特別警戒	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害特別警戒	レベル5 高潮特別警戒
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~							
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 大雨危険警戒	レベル4 土砂災害警戒	レベル4 高潮危険警戒
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	レベル3 氾濫警戒	レベル3 大雨警戒	レベル3 土砂災害警戒	レベル3 高潮警戒
2	気象状況次第	自らの避難行動を確認	自主避難情報	レベル2 氾濫注意警戒	レベル2 大雨注意警戒	レベル2 土砂災害注意警戒	レベル2 高潮注意警戒
1	気象状況次第	災害への心構えを高める	早期避難情報	早期気象情報			

市区町村長は、河川や雨等の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。  
(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和8年3月)」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

## 8. その他

## 津波

- 津波は、地震発生後短時間で来襲し災害をもたらす場合があることから、複数の避難情報があるとした場合、市町村が限られた時間でいずれの情報を発令するか判断を行うことは困難であり、また、情報の受け手である居住者等においても避難行動に混乱をきたすおそれがある。
- また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所に立退き避難をすることが望ましいことから、市町村長は「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」のみを発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。
- さらに、上述のとおり、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。
- なお、最も重要なことは、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市町村からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所へ移動する必要がある、ということである。

## 暴風

- 暴風を警戒する避難情報は「避難情報に関するガイドライン」で取り扱っていないが、一部自治体においては暴風の警戒のために避難情報を発令する場合がある。
- 暴風警戒のために避難情報を発令する場合、警戒レベルを付さないようにすること。

# 警戒レベルの一覧表（周知・普及啓発用）

○警戒レベルの一覧表を用いる場合には、以下の表記上の留意点を踏まえた以下の表記を基本とする。

- ①警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、5と4以下の間に区切り等を設け、その区切りの趣旨として「警戒レベル4までに必ず避難！」と記載し波線で挟むこととする。
- ②避難のタイミングが明確になるよう、警戒レベル4、3を強調する(太文字、行の高さを高くする等)。
- ③警戒レベルの一覧表の配色については、次ページのとおり。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
-------	----	-----------	---------

5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	レベル2 大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報 (気象庁等)
1	今後気象状況悪 化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

# 警戒レベルの一覧表の配色について

- 様々な色覚の人※<sup>1</sup>を対象に、わかりやすい警戒レベルの配色に関する検証調査※<sup>2</sup>を実施し、警戒レベルの画面上の推奨配色(RGB値)、チラシやポスター等の紙面上の推奨配色(CMYK値)を定めた。
- 警戒レベルの一覧表の配色は下表のとおりとする。警戒レベル相当情報の配色も本配色を用いることとする。
- 警戒レベル5と4以下の間の区切りは表の一部であるため、その配色は、一覧表の枠線と同じ配色とする。

※1一般色覚、1型色覚、2型色覚、ロービジョン者(3型色覚類似)

※2検証調査実施者：特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構等、伊藤啓教授(ケルン大学理学部生物学教室)

	避難情報等	色	RGB値 (R5.2.29公表)	CMYK値 (R5.2.29公表)	備考
警戒レベル5 警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	黒	12, 0, 12	30, 40, 0, 100	完全な黒だと死を連想する可能性があるため、わずかに色味を付けている。
警戒レベル4 警戒レベル4相当情報	避難指示	紫	170, 0, 170	50, 85, 0, 5	危険だという印象を高めるため、青やピンクと誤認しにくいように濃いめで赤みのある色にしている。
警戒レベル3 景気レベル3相当情報	高齢者等避難	赤	255, 40, 0	0, 85, 95, 0	黒や紫との区別をしやすいするため、やや橙側に寄せている。
警戒レベル2	レベル2大雨・土砂災害・ 氾濫・高潮注意報	黄	242, 231, 0	0, 0, 100, 5	白との区別をしやすいするため、やや濃いめで、橙側に寄せている。
警戒レベル1	早期注意情報	白	255, 255, 255	0, 0, 0, 0	
発表無し	—	—	—	—	原則として表示しない。「発表無し」と「レベル1」を区別する必要がある場合は、「発表無し」に白、「レベル1」に灰色のRRGB値(200, 200, 200)を用いることが考えられる。

※ RGB値は、インターネット標準のsRGB色空間、色温度6500K、ガンマ2.2及びHD放送標準のBT.709(REC.709)色空間、色温度6500K、ガンマ2.4を想定しています。

※ CMYK値は、コート紙印刷用標準のJapanColor 2011をプロファイル指定してカラーマネジメントして下さい。

新聞紙等では印刷機的环境に合わせて適切なプロファイル変換を行って下さい。

## 課題と背景

①警戒レベル4避難勧告で避難せず被災する人が多いが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示(緊急)の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、また、両方が警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくい

・住民ウェブアンケートでは、  
－避難勧告・指示両方の意味を正しく理解していたのは2割未満

・市町村向けアンケートでは、  
－警戒レベル4に避難勧告・指示の両方が位置付けられ住民にわかりにくいとの回答が約7割

②現行の警戒レベル5「災害発生情報」は、とるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、有効に機能していない

③現行の警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくい

・想定される浸水が浅く、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しても、立退き避難しか勧告・指示することができない  
・高齢者等に早期避難を促すことができる明確な規定がない

・災害発生前に国が対策本部を設置できない

・都道府県及び市町村は、災害対策本部を災害発生前に設置できるのに対し、国は、非常災害が発生した場合にしか本部を設置することができない

・大規模広域避難が必要な「災害が発生するおそれ」の段階で、国・都道府県・市町村・民間事業者等が連携して対応する必要がある

・「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が、避難先・避難手段の調整を行う仕組みがない

## 対応の方向性

①避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一体化（現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する）

②災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ

③早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考(現行)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

・警戒レベル4避難指示で、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことを可能とする規定とし、屋内で安全確保することも促すことができるようにする  
・警戒レベル3で高齢者等に避難すべきタイミングである旨を情報提供し、早期避難を呼びかけることができる規定とする

・「災害が発生するおそれ」の段階での国の対策本部設置の制度化

・広域避難の準備・開始の段階で、広域避難を円滑に行うために、「災害が発生するおそれ」の段階でも国が対策本部を設置し、本部長から地方公共団体の長や公共交通機関等に対し、必要な指示や協力を求めることができるように制度化

・「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が避難先・避難手段の協議・要請を行える仕組みの制度化

### 避難情報関係

### 広域避難関係